

第29回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年12月27日（火）

場所：三軒茶屋分庁舎3階会議室

第29回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年12月27日（火）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎3階会議室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、石井勝、石井朝康、
三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、苅部嘉也、
鈴木利彰、岩本敏行、海老澤健、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：植松智、細井誠一、本澤絢子

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 関智秋、主事 吉田健彦、
主事 岡田英朗

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年2月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について
 - (4) 令和5年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について
6. 報告事項
 - (1) 農業委員会活動スローガンの募集について
 - (2) ふれあい農園「トマトの収穫」の開催について
 - (3) 都内区市町村農業委員会長と東京選出国會議員との意見交換会について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。お一人まだいらっしゃっていない方がいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまより第29回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日の欠席者は、植松智委員、細井誠一委員、本澤絢子委員、3名が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、宮川喜久委員、大塚信美委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が5件、第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条のご説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ所有者の変更がある場合は第5条手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。この届出につきましては、会長の専決処分となっており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-5をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

○宍戸会長 ご説明させていただきましたが、この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件ございます。

それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてから審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、この証明願についてですが、生産緑地には農業施設以外への転用には制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を出し、都、区が買取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると解除されます。買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、そして、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合がございます。この主たる従事者の死亡、または農業従事不可となった際の買取り申出をする際

に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認していただいております。

それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。

それでは、1件目を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、お手元の資料No.4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件を調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について説明)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年2月の総会日程(案)についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和5年2月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、1月30日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、2月の開催日につきましては、2月16日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での予定となっております。なお、2月の総会が16日と早めの開催になるため、委員の皆様におかれましては、複数回の調査をお願いする可能性がございますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、日程についてのご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この日、第64回農業委員会・農業者大会が八王子でありますよね。これはどうしていましたか。

○事務局 農業者大会のところに重なってしまって、当初、農業委員会を別の日の設定と考えたんですけれども、やっぱり翌日しか予定が空いていなくて、2日続けての事業は厳しいだろうということで、農業委員会を16日にそのまま実施させていただいて、農業者大会の方は受賞される植松委員と会長と私の方で。

○宍戸会長 では、私は大会の方に出席。

○事務局 会場は八王子になりますけれども、会長は農業者大会の方に出ていただきたいと思えます。

○宍戸会長 では、この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会の日程案について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりで決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6-1、No.6-2をご覧ください。2件ございます。

これは、No.6-1につきましては、平成4年の生産緑地で、30年が経過したため、11月18日付で買取り申出を受理した案件、No.6-2は、先月の農業委員会総会において、主たる従事者証明願について、農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件です。東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんをご案内する次第です。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 次に、(3)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望について、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議を通じて、関係行政機関等、つまり国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。

東京農業が抱える様々な課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様以案をご提示して、ご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出しております。

提出した意見は、来年1月11日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約され、来年2月16日に八王子市にて予定されている東京都農業委員会・農業者大会において、国に対する要望を決定し、また、来年3月に開催予定の東京都農業会議通常総会において、東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

なお、要望案につきましては、国に対する要望の⑤の下線部につきましては、「30年の期日を迎え」の記述に変更してございます。これは、生産緑地指定から30年の意味です。30年の期日を迎えた後の記述に変更してございます。それ以外は昨年度と同じ内容といたしまして、今年度も引き続き要望をしていくというところでございます。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。

○海老澤委員 今年1月の農業委員会総会で、東大和市の橋本農園さん直売所の視察の後、私の方で納税猶予制度の堅持及び改善の4番目の項目として、納税猶予を受けた生産緑地に直売所を設置する場合、利子税の免除を求めるという項目を入れてほしいということをお願いしまして、皆さんにご賛同いただいて、入れるという方向になったと思うんですけども、いかがでしょうか。

③とかぶっているんじゃないかという話なんですけれども、その件についてもそのとき話したんですけれども、議事録を見れば分かるんですけれども、要は、③はあまりにも基準が高過ぎるんですよ。これをやるにはもう何十年もかかってしまうかもしれないし、実現しないかもしれない。なので、もう少し軽微な申込みということで、直売所を設ける場合、納税猶予の利子税の免除とハードルの低いものを入れてもらいたいということで申し上げました。だから、③とは別項目です。

○事務局 全体ではなく、直売所に限ってということから行きたいということですよ。

○海老澤委員　そうです。東大和市の農業委員会さんもおっしゃっていましたが、世田谷区も事情は変わりませんので、そういうことを要望したいということで、お願いします。

○事務局　おっしゃるとおりだと思います。これは、会長、職務代理と一任でその文言を入れる方向で検討させていただいてもよろしいですか。というのは……。

○海老澤委員　前のとき、会長も職務代理もそれはいいとおっしゃっていましたよ。議事録を見ていただければ。

○宍戸会長　ですから、これは前に皆さんの意見が入れましょうという話だったので、それを……。

○事務局　では、③でそれを入れて、今の③を④に移すような、そんなイメージでよろしいですか。

○海老澤委員　それでもいいです。何しろ、③とは別項目にしないと出す意味がないので、よろしくをお願いします。

○事務局　分かりました。では、そのようにさせていただきます。

○宍戸会長　よろしくお願いたします。

○真鍋委員　私も記憶をたどっているんですけども、生産緑地には直売所もオーケーだけれども、相続税納税猶予を受けた生産緑地については直売所は駄目だよという話ですよ。それをやった場合に、利子税というのは、相続税納税猶予を受けて相続税が遡って取られる部分にまた利子税がつくから、その利子税だけではなくして下さいよという意味ですよ。

○海老澤委員　そういうことです。相続税は当然払います。

○真鍋委員　私なんか思うには、主に生産緑地なんだから、相続税納税猶予を受けている生産緑地に直売所を作っては駄目だという理屈が拡大解釈されていると思うんですよ。一定面積以下のもので、本当に近隣の方々が楽しみ、取りたての野菜を食べられる、買えるような相続税納税猶予を受けた生産緑地があっても、私はそうすべきだと思うんですよ。

例えば、相続税納税猶予を受けた生産緑地に鶏舎、鶏小屋があった。その部分は認められないということになったケースがあって、ところが、この間に配られた一覧には、それが○になっているんですよ。ところが、一旦生産緑地、それから相続税納税猶予を受けると、そこで1回白紙に戻るのだからやっぱり駄目だとかいろんなことがあって、せっかく作った○×とかがあっても実はケース・バイ・ケースだったということが見えていて、本来ならば、鶏舎、牛舎、獣舎なんていうのはオーケーだけれども、そもそも生産緑地にそれは

いいのかとか、鶏の放し飼いをやっていいのかとか、そんな議論まであるみたいなんですよ。

というふうに、毎回毎回、相続税納税猶予を受けた土地について、ものすごい規制があったり、ケース・バイ・ケースであったり、みんな疑心暗鬼になったり、それならば、税務署からいろんな指摘をされる前に危ういものは切っ飛ばしてしまえとか倒してしまえとかなくしてしまえみたいな発想があって、かけなくてもいい、当初、随分させられた方がいると思うんですよ。これまで地域の名物であったいろいろな栗畑がなくなったり、竹林がなくなったりがいっぱいあった訳ですよ。そんなものは勘弁して下さいよと。

さっき言われたとおり、毎回これを出していても国が明確な基準を出さないということがまずは問題なんだけれども、そもそも生産緑地という同じ名前なんだから、納税猶予を受けているところとそうじゃないところで生産緑地に差をつけるなんてするのは、まず私はでかいことだと思うんですよ。だから、この委員会でやることは、今の利子税に絞った各論でいくのか、それとも今みたいな形にするのかということはまだ私はこれを議論した記憶がないんですよ。

だから、この要望は大事だと思うけれども、国が答えてくれるかどうかはテーマなんです。今までは取りあえず③みたいな大枠で明確な基準を提出したと。そこに各論で直売所の免除というものを入れるのは私はいいと思うのですが、それのみでいいのかとか、それから、まだまだ課題がたくさんあるんじゃないとか、今言い尽くせませんが、いろんなテーマが実は見えてしまったので、一連のいろんな現実的な問題で。だから、根本を行けば、今言ったような、相続税納税猶予を受けていようが生産緑地なんだから、そんないろんな差をつけるのはおかしい、ケース・バイ・ケースでそのときの税務署の判断に任せるとするのはすごく危うい。だから結局、みんな石橋をたたいてやらざるを得ない。

そういうところで整理したときに、私たち世田谷区農業委員会として何を具体的な要望として出せるかというテーマに、だんだん増えてきたので、本来ならば、この間の〇×で整理されたものでぱちっと行けばもう最高でいいんだけど、どうもそうじゃない。だから、利子税の免除だけでいいのかというのはやっぱりテーマだなと思います。

○海老澤委員 真鍋さんがおっしゃられたようなことが本当にできれば私もいいと思っています。ただ、東大和市の直売所の視察に行ったとき、向こうの農業委員会の会長さんも今私が言ったようなことをおっしゃっていたのと、あと、東京都でも考えているというのをちらっとおっしゃっていたので、東京都農業会議も、今もう少し幅を、この各論、直売

所、あと、それ以外の施設についても何か考えていることがあるかもしれないので、その辺はもう少し上位のところでは整合性が取られるのかなとは思っています。世田谷区や東大和市が出しても、それをまた東京都で集約して国に出すと思うので、そういう形になるのかなと、私はそんなふうに考えています。

○宍戸会長 まず、今回の今の海老澤委員の件は、先程言った、納税猶予を受けている土地の直売所については利子税の免除をするというお願いをします。

○海老澤委員 今回それを出してみるんですけれども、また東京都から意見が出てきて、来年以降もうちょっといろんな議論が深まってくるのかもしれないと思っていますので、取りあえず1回出してみただけないかなと思うんです。

○鈴木委員 直売所だけにあまり集中してしまうと、例えばですけれども、先日、私は農業調査で、やっぱり納税猶予を受けるときには認められないので、車止め、要は農業車を荷物を運び込むために1台分だけ空けたという方もいらっしゃったりしました。だから、直売所というふうにはあまり限定しないで、やっぱり農業施設だったらそういった部分も含めて、本来の意味で言うと、先程、真鍋委員がおっしゃったみたいに、ベースとしては、生産緑地で認められているものを納税猶予でも認められないと、我々は農業が続けられない訳じゃないですか。納税猶予を受けるために、例えば碎石を引いて車止めを作ったのを1回外して赤土を見せて調査を受けなければいけないとか、やっぱり今、我々はそこが一番困る訳じゃないですか。それは全体の相続税からしたら大した金額ではないと言われたらそれで終わってしまうんですけれども、あくまでも農業を、営農を続けるために必要なものはやっぱり税務署に認めさせるべきだと思うんですよ。そういう運動をやっぱり農業委員会はしていかなければいけないし、そういう指導を皆さんにもしていかなければいけない、我々はそういう考え方で立っていかないと。

だから、やっぱりこういう要請というのは、あくまでも生産緑地に合った、例えば車1台分の止める場所とか直売所とか、あくまでも営農に関わる重要なことじゃないですか。そこを認めさせるような努力、行動というか要請をしていくのが我々の仕事じゃないかなと私は思うんですけれども、その中にその利子税の免除とか、やむを得ずそれじゃなければ認められない、大きい直売所ができないというのであるならば、その最終判断として、やむを得ずやるけれども、利子税は免除してくれというような形の方が話の持っていく方としてはいいのではないかなと思うんです。

私も長年、青壮年部とかいろんな組織をやってきて要請活動をしてきましたけれども、

あまり細かいところを突っついていってしまうと、逆にそれが制約になってしまう可能性があるんですね。そこまで言うんだったら、おまえらもっと締めつけてやる、言葉が悪いですけども、そういうような反応が返ってくる可能性もあるので、やっぱりそこは気をつけないとというか、大枠の中で動いた方がいいと思うんです。営農するためにはこれとこれが必要なんだ、そういう説明の仕方がいいのではないかなと私は個人的には思っています。

○大塚委員 生産緑地法というのは、皆さんご存じのように、平成4年に施行されているんですね。その4年の法律ができる前に我々はいろいろ運動していましたが、生産緑地という見解は、もともとはやっぱり畑、土を耕すという意味の生産緑地という見解だったんですね。ところが、時代の背景とか、都市農業が変わりつつある中に直売所とかいろんなものが出てきた訳で、税務署側はもともとはそういうのはなかったよという見解かもしれないですね。

○鈴木委員 ただ、今の例えば世田谷農業の現状は、出荷するための車止めがあるのも当たり前だし、直売所があるのも当たり前、直売所をメインにやられている農家が多い訳じゃないですか。そこをやっぱり訴えていかないと、認めさせないと、世田谷の農業じゃなくなってしまうじゃないですか。せつかくこれだけ特色のある農業なんだから。

○大塚委員 だから不思議なんですよ。今、鈴木委員が言ったように、都市農業の変化とともに対応も変えてもらうという努力はこれからしていくべきだなという、その続きがあるんです。平成4年の考え方がまだ役所の方には残っているかもしれないね。

○真鍋委員 今の関連で、大塚委員がおっしゃるとおりで、平成4年は生産緑地法の改正ですね。それまでも生産緑地法はあったんですよ。土地区画整理をやったところの一部の農地とか。それが平成3年に改正があって、皆さんに4年に生産緑地に入れてもらうかどうかという例の、さっきやったんですけども、そのときはおっしゃるとおり、日米構造協議で宅地が足りないから三大都市圏の都市農地はなくしてしまえみたいな発想があって、土がなくては生産緑地じゃないよと。だけれども、どんどん今変わってきて、生産緑地でレストランもいいですよ、直売もいいですよ、みんなもう国が制度を変えた訳じゃないですか。今度、貸借円滑化法ができた。もう丸っきりあのときの時代と状況が違ってますよ。

国が違う状況を作ったんだったら、国の一部である税制もそれに伴って変えなければおかしいでしょうというのが本来の筋だと。おっしゃるとおり。だから、そのことをぶつけ

て国に要望するというのが一番ダイレクトなことでしょうね。

○大塚委員 今おっしゃった、生産緑地と納税猶予の考え方を統一してほしいということでしょう。片やいい、片や悪いという判断は今、いろいろ悩みに直面している訳じゃないですか。それをだから統一した見解にしてほしいという大きな見解。

○鈴木委員 その総合的な中にその利子税という話も入ってくるんだとは思いますが、それでも。

○海老澤委員 それだと、この③を言っていることになりますよね。この③でカバーできていることなんですか。

○鈴木委員 これにプラス……。

○海老澤委員 利子税だけを入れたらいいんじゃないかなと。

○鈴木委員 利子税の云々も入れた方がいいのではないかなと思うんです。

○海老澤委員 分かりました。そうすると大分交通整理ができたような感じがします。

○鈴木委員 それだけ単独で載せてしまうと、ん、待てよとなってしまいうんですよね。

○海老澤委員 偏ってしまうので、直売所ということに限定するのではなく、農業関連施設ということでの利子税を免除して下さいと。それを入れればいい。

○鈴木委員 免除というか軽減とか。

○海老澤委員 何と言うかはあれですけれども。

○鈴木委員 あまりきつく言わない方がいいかもしれない。

○大塚委員 簡単に言えば、農業として認めてもらえばいい。

○海老澤委員 それが③の項目なんだけれども、いきなりそこに行くのはちょっとハードルが高いでしょうと思う。

○鈴木委員 利子税だけにポイントを当ててしまうとちょっとまずいというか、それはそれで訴求力はあるかもしれないけれども、要は、あくまでも農業施設をちゃんと納税猶予のときも認めてもらうためにやることだから、プラスその中には利子税の話も入ってくるということでもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども。

○海老澤委員 そうすると、特にその利子税の件はここに入れない方がいいということですか。

○鈴木委員 そういう単語を入れてもいいんじゃないですか。

○海老澤委員 では、③の項目に、農業関連施設の利子税の免除。今、現状では作れないじゃないですか。

○鈴木委員 でも、それは外す場合か。

○海老澤委員 今、納税猶予を受けている畑が1点ありますと。そこは20㎡に直売所なり車止めみたいなものを作りたいと。だけれども、現状ではやっぱり納税猶予を解除しなければいけないですね。そうすると、利子税を払わなければいけない。だから、私はその利子税だけでも免除してくれれば助かると思うんですよ。だからそれをお願いしたいんです。

○鈴木委員 そうすると、ここの中に利子税は入れない方がいいのかもしれないね。

○海老澤委員 ③の中に。だから④として別に書いて、現状で直売所だけじゃなくて農業施設に対する利子税を免除して下さい、その方がハードルが低いじゃないですか。それでも助かる人はいるんですよ。

○鈴木委員 それは分かります。ただ、全体的な話としては、農業施設をとにかく我々としては認めてもらいたい訳じゃないですか。いろんな話を聞くじゃないですか。私のところだって、車を1台止める場所があって、それをそれまでは碎石、砂利を敷き詰めて車を止めていたのを、納税猶予を受けるために、これはまずいと言われて、税務署が調査に来るまでずっと赤土をむき出しにしていたとか、もっと前を言えば、それこそ審査に来たときも、うちは花壇苗を並べているので防草シートを一面畑に引いてあるのをこうやってべろってめくられたんですよ。コンクリじゃないでしょうねって。

○大塚委員 それが調査です。別に悪い気持ちでやっているんじゃないですよ。

○鈴木委員 例えとしてみたら、やっぱりせつかく営農を頑張って一生懸命やっているのに、そういう営農に関わる施設を納税猶予になったら認めませんよという話はない訳じゃないですか。その一帯の中にあるんだから。

○大塚委員 要するに、言葉としては、農業の用に供する……。

○事務局 関連施設ですか。農業関連施設……。

○鈴木委員 ここにある関連施設なんだと思いますよ。

○大塚委員 あまり細かいことは言わないで、農業に関連するものはいいいんじゃないかという大ざっぱな考え方で。

○海老澤委員 そうすると、もし追加するんだったら、農業関連施設に対する利子税の免除というふうに書けばそれでいいんじゃないですか。

○鈴木委員 そうですね。外す場合はね。

○海老澤委員 直売所に限らず、車止めなんかもあるんだから、それでどうでしょうかという話。今のいろいろな現状、それぐらいまでしか言えないんじゃないかなと思うんです

けれども。

○事務局 利子税の軽減ではなく免除。

○海老澤委員 利子税の免除なんですけれども、私が言ったのは直売所じゃなくて、直売所の文言を農業関連施設ということにしていれば、今の話に大体収まるのかなと思うんですけれども。

○大塚委員 要するに、生産緑地法ができて30年たっている訳だよ。30年前の状況と今の状況は異なっていますよね。都市農業の考え方、やり方も。そこに法律そのものがついてきていないという考えだと思うんです。

要するに、役人の考えは、何度も言うけれども、土を耕作することを農業と言うんだよね。もともとそうなんだよ。今始まったんじゃない。ただ、都市農業というのは変革しているから。

○鈴木委員 それは、1回納税猶予を受けてから、やむを得ず外す場合の話ですよ。

○海老澤委員 そういうことです。だから、東大和市の直売所も、納税猶予を受けた畑の一部を外して利子税を払って建てた訳ですよ。それはあまりにもかわいそうですよという。だから、直売所なり、何か本当に必要な農業関連施設……。

○鈴木委員 当初から納税猶予を受けるときに外しておけば別にそういう話ではないですね。

○海老澤委員 ただ、私も思うんですけれども、相続のときにそういうことまで考えられる農家の人はいないのかもしれないし、直売所を作っているという法律が2016年ぐらいだったかな、できた訳ですよ。その後、始めたんですよ。だけれども、その東大和市の方は、納税猶予を受けている畑しかそこは直売所ができなかったんです。だから致し方なく相続税を払って、利子税を払って建てた訳ですよ。それじゃあまりにもかわいそうだから、現状で利子税だけでも免除して下さいというようなことなんですけれども。

○大塚委員 それは法律の解釈が難しいよ。

○鈴木委員 その辺はその書き方がここの項目じゃないのかもしれないよね。

○大塚委員 今のは違うよ。

○鈴木委員 1回納税猶予制度を受けてそこから外したいという、平たく言えばそういう希望じゃないですか。そのときに、その利子税を外すから利子税を免除してほしいという話でしょう。

○海老澤委員 利子税の分だけ免除してほしい。そういうことです。

- 鈴木委員 そうすると、その話がここの項目じゃないかもしれない。
- 海老澤委員 別の項目でも構わないんです。直売所じゃなくても結構です。農業関連施設でも結構なんです。
- 鈴木委員 この最初の項目のところ3つというのは、あくまでも納税猶予を受けるときの話ですよ。
- 海老澤委員 その後の話だったら、別項目にして出せばいい。
- 鈴木委員 その後の話だから、また別なんじゃないの。
- 事務局 もっと運用をやりやすくしたいとかそういう話、その後の変更とかを……。
- 大塚委員 利子税の話はこれとちょっと違うと思いますよ。
- 海老澤委員 違うんだったら、別項目を設けてもいいので、そういうことをお願いしたいなど。でないと、農家が本当に大変なので。
- 大塚委員 要するに、農家の意思が変わった訳でしょう。
- 海老澤委員 要は、生産緑地に直売所を設置していいよという法律ができた訳ですよ。だけれども、その方は納税猶予を受けている畑しかなかった訳です。だから、致し方なく相続税と利子税を払って直売所を建てた訳です。それはあまりにもかわいそうだと私は思っているんですけども。
- 事務局 運営方針が変わったときということですか。
- 大塚委員 それは個人的な……。
- 海老澤委員 そうじゃなくて、世田谷区にもそうやって建てたいと思っている人がいるんですよ。相続したときはやっぱり相続でもう頭の中がいっぱいだったから、そんなところに直売所を作るなんていう発想はなかったんですよ。だけれども、息子さんは営農してみたらやっぱりそこに直売所があった方がいいと思って、やりたいと思っている人はいるんですよ。そのときに、現実的な話、納税猶予を解除するときにもた利子税まで払ってやるのはあまりにも大変だよということですよ。
- 三田委員 つまり、海老澤さんが言われたことは、納税猶予を受けたところに改めて生産緑地に設置可能な農業施設を作る場合、その土地に関して相続税は支払うけれども利子税は支払わないということが明確に分かるように、つまり、今の生産緑地法の改正に基づいていろんなことができるようになったときに、利子税という縛りはなくしましょう、相続税はその部分で払いますけれどもねというような形で。
- 海老澤委員 そういうことですね。そういうお願いをしたい。そのとおりなんです。

○橋本委員 生産緑地と納税猶予の直売所に関する内容が今はちょっと違うと。私はそれを、先程来論議されているように、区別しない方がいいじゃないかということと、それから、直売所を作るについては、農業関連施設ということでは結構だと思います。

ただ、問題は、簡単に直売所でも撤去だとか移動できるようなものと、先程、東大和市の話が出ましたけれども、相当強固な建物というか、そういうものとの差が問題になるんじゃないか。ただ農業施設だと漠然とし過ぎていますので、その辺の構造的なものというか耐久性というか、移動できるか、その辺の区分をやっておくと、この辺までだったら簡単に撤去できるからいいとか、そういう解釈もできるかなということの要件を、そういうふうなことの制限をやったらいかがでしょうかというのが私の考え方です。

以上です。

○大塚委員 生産緑地が施行されるまで、宅地並み課税まで20年かかっているんですよ。生産緑地法ができてから30年間たっている。50年にわたる都市農業の姿形が変わっている訳だけれども、役所とか法律を作る方の考えというのは、そんなに変わっていないんです。現場を知らないですよ。法律というのはそんなに簡単に変化するものではないと僕は思っているんです。

それを都市農家にやりやすいようなことというのと、法律を変えるんじゃないかと、やっぱり通達とかそういうものが法律的には必要な訳ですよ。国とか都は法律を基に考えているから、我々の場合は、法律もさることながら現場のことを考えている。そのギャップというのは常にあるんですね。

○鈴木委員 要望の中に入れるんだったら、やっぱり項目を変えた方がいいんじゃないですか。

○海老澤委員 別に項目を変えるのは構わないと思います。

○鈴木委員 要は、納税猶予を受けてからの話ですよ。相続税が発生したときじゃないですよ。

○海老澤委員 ではないです。だから、項目を変えるのはいいけれども、農業関連施設を納税猶予を受けた後に建てる場合、利子税を免除して下さい、そういうことです。シンプルに。項目を変えた方がよければ、また別項目で入れていただければどうなんでしょうか。その利子税についてとかでも結構ですけども、それで少し交通整理できないですかね。

○事務局 項目として、納税猶予適用地における農業施設の扱い。

○事務局 扱いについてというような新たな項目を1つ起こして……。

○海老澤委員　そういうことができるのであれば。それが分かりやすいのであれば。

○事務局　それで、今おっしゃっていたような納税猶予のお話と、それから利子税のお話についての要望を書けば、大体今のお話の中の内容はクリアできるんじゃないかなと思うんですけども。

○鈴木委員　その方がいいと思います。

○事務局　よろしければ事務局の方でそのような……。

○海老澤委員　いいですよ。私はもっと、鈴木委員が言われたように、広く出せばそちらの方がいいと思っているので。

○真鍋委員　文字どおりこれは②に入るじゃないですか。納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した場合、納税猶予制度の緩和を図るというのは、前に都市計画道路に抜くときに、生産緑地を抜くとき、その人が相続税納税猶予を受けていたら、公共に協力すると相続税を遡って取られて、そんなことということが昔あったんですよ。国も、役所、公がやる仕事なのに、相続税、利子税までやるというのはおかしいじゃないかと言って、時限立法で納税猶予を取らない、それから利子税を免除するというのができたんですよ。

だから、これもまさしく同じで、都市計画法に基づく生産緑地に入れて、相続税納税猶予を受けた生産緑地、それが途中で用途を変更して直売所を作る。これは地域に寄与することなだから、生産緑地を守るためにも利子税を免除するというのは②で、これは公の公共用地の取得で書いてあるけれども、ここに相続税納税猶予の生産緑地で転用する場合にはこれを適用するというのを足せばできるじゃないですか。

○海老澤委員　ということで、別項目を設けなくても、②は公共用地としてと書いてあるから私は別でしなければいけないと思った訳ですけども、この文言を変えて②で、生産緑地の必要設備を農家が設置する場合、利子税を免除する、そういうふうに変えればいい。公共用地プラスアルファということでもできるんじゃないかという真鍋委員のご意見です。

○高橋会長職務代理者　皆さんのご意見は大体一つにまとまったようでございますので、これを事務局の方で整理した上で、もう1回皆さんに精査していただいて……。

○事務局　次回の農業委員会ですと時間的に間に合わないので……。

○海老澤委員　でも、今ので大体まとまったような気がするんですけども。

○高橋会長職務代理者　今のでまとまったらそれを精査して……。

○事務局　ただ、同項目がいいか別項目がいいかと、今、真鍋委員の話聞いて迷ってし

まったんですけれども。

○海老澤委員 鈴木委員がおっしゃるようだったら別項目だし、真鍋委員がおっしゃるようだったら同項目なんだけれども。

○鈴木委員 別の方がいいんじゃないの。これは公共事業用地だと。

○海老澤委員 私は分かりやすければどっちでもいいですよ。

○鈴木委員 これだと変な話、すごく広い範囲になってしまうと思う。

○真鍋委員 一番最初の納税猶予を受けた農地というのが主語じゃないですか。1ケース目が公共用地対応としてと。次が地域貢献何とかというふうになれば、主語はあくまで納税猶予を受けた農地のことを言っている、だからこれは使えるのではないかと私は思った訳です。それでもいいし、項目を分けてもいいし、要は、公共事業の用地の場合は免除の対象になっているんだから、生産緑地は続けているんだから、それに伴う関連施設というものに対したって同じような考え方を持ってもおかしくないだろう、こういう理屈で整理しましょうよ。

○鈴木委員 一部農業施設だね。全体に見られてしまうか分からない。それは怖いじゃないですか。

○高橋会長職務代理者 いかがですか。これを整理できますか。

○事務局 今、事務局としては、鈴木利彰委員がおっしゃって下さったみたいに、②の方だと、納税猶予が確定するタイミングというか、ちょっと入れづらいかなという感じも話として。

○海老澤委員 事務局としては項目を分けた方がいいかなという感じですか。

○真鍋委員 全然問題ないよ。

○海老澤委員 僕もどっちでもいいんですけれども。

○高橋会長職務代理者 いずれにしても、整理していただいて、皆さんに郵送するか何かして、賛否を取っていただいて……。

○真鍋委員 会長、会長代理に一任だよ。

○高橋会長職務代理者 私どもは会長と職務代理、忘れていてサボっていたと思われまので。

○真鍋委員 補足して言いますけれども、一番最初は、生産緑地を公共用地に寄与するとき、相続税の納税猶予を免除してくれ、減免してくれとやるときに、実はさっき鈴木委員が言ったときと同じリアクションがあった。そんなことを言ったら、相続税納税猶予制度

自体がなくなるじゃないか、余計なことを言うなということがあったんです。だけれども、相続税納税猶予の土地が都市計画道路に引っかかっている、協力してもらわないといつまでたっても道路を抜けない、抜こうと思ったら相続税も取られて利子税も取られる、そんなものに協力する人はいなんじゃないかという、やっぱりまともな意見が通ってきて、やっぱりこれは相続税納税猶予は残して、だけれども、そういう公共事業をやるときは免除しようとなった訳です。だから、さっき言われたように、これはうかつに言うと相続税納税猶予をやめてしまうよと言われるのが一番怖いというのは、今も残っている部分はあるんですよ。

今回の場合は、生産緑地の制度が見直されて、最たるものは貸借円滑化法だけれども、それから生産緑地は直売所もレストランもいいですよと国の方針を変えていった訳じゃないですか。それならば、国の方針に基づき都市農地を活用する。農地の関連施設の一部を何とかする場合とか、これは当然、国の方針転換に伴って、相続税納税猶予を受けた生産緑地を活用するんだから、こういう利子税の免除の対象になると考えるのが当たり前だから、そういうことを実施してくれという理屈にすれば、相続税納税猶予自体は否定しない、それをやる部分じゃなくて、準ずると思います。

前のときも、本当に一番最初、公共事業の妨げになっているというのは3年ぐらい絶対に言うなと封印されたんですよ。だけれども、それがもう普通に言えるようになって、もう現実に制度として変わったんですよ。それはまた、今言われている件もすごく大事なことから、今入れていっても私は大丈夫だと思います。

○事務局 そうすると、項目は一緒の方がいいというお話ですか。

○真鍋委員 分けてもいいし、一緒でもいいし、それは整理して下さい。

○事務局 では、それはうちの方で分けるかどうか中で確認しまして、新しい案を作って……。

○事務局 1月4日に皆様にファクスでお送りして内容をご確認いただくしか間に合わなかなと思うんですけども、そういう形でもよろしいですか。

○事務局 いつ返信ですか。

○高橋会長職務代理者 この問題はここで決められる問題じゃないので、要望で出すしかないです。

○真鍋委員 だから会長と職務代理に一任すると言っているんです。全員に言って確認するのは大変だよ。

○高橋会長職務代理者 それはいいんですけれども、ここでは決められませんので。法律は作れませんから。

○真鍋委員 それは分かっているよ。だから一任すると言っている。

○高橋会長職務代理者 要望を出すために何とか考えないと。

○事務局 1月11日までにこの文言を確定する必要がございまして、大変申し訳ないんですけれども、1月4日にうちの方からファクスでお送りさせていただいたので、6日までにお返事をいただくような形でやらせていただければ、4日は水曜日で6日が金曜日ですので、週明け10日で整理して11日ということで、大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、そちらでやらせていただければと思います。

○事務局 最終的な内容については事務局に一任させていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 よろしくお願ひいたします。

○宍戸会長 今の利子税の件ですが、今皆さんから意見いただいた中で作成したものを事務局で1月4日までに皆さんのところにファクスをします。そして、ご意見がある方は6日までに返送していただけたらと思いますので、この件はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 電話でもいいんですか。

○宍戸会長 電話でもいいんですよね。

○大塚委員 この要望というのは、各地方自治体から出るんですか。

○事務局 農業委員会のある地区が。

○大塚委員 それを東京都がまとめるの。

○事務局 そうです。

○大塚委員 それを国に要望するの。

○事務局 その文言がそのまま上がる訳ではないんですけれども、世田谷区としての要望はこうだったという。

○大塚委員 それは確実に拾い上げて上に行くということは考えられないんでしょう。

○事務局 何とも言えないです。要約される可能性はあります。

○鈴木委員 それは辛抱強く毎回出すということですね。

○事務局 それも一つの。

○宍戸会長 それでは、この件は事務局に一任ということで、よろしくお願ひいたします。

次に、(4)の令和5年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、お手元の資料No.8をご覧ください。令和5年度世田谷区農業委員会活動計画(案)の協議でございます。

平成21年度に農地法の改正がなされ、農林水産省からの指導により毎年、各農業委員会において活動計画を作成し報告することとなってございます。先月の農業委員会総会において皆様のご意見集約をしましたものを、一般の農業者の皆様へは、来年2月発行予定の営農だよりにて周知いたします。最終的には、来年4月の農業委員会にてお諮りした後に、5月の営農だよりにて報告するという予定になってございます。

なお、今回お示ししている案いたにつきましては、下線を引いた部分が新しい記述となっている部分でございます。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、意見がないようですので、この内容で進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.9をご覧ください。農業委員会活動スローガンの募集についてです。

令和5年度から令和7年度までの3年間にわたる活動統一スローガンを募集しております。応募につきましては、東京都農業会議へ直接の応募となっております。詳細につきましては資料をご確認下さい。

続きまして、お手元の資料No.10をご覧ください。ふれあい農園「トマトの収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、1月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

続きまして、12月1日木曜日に衆議院第一議員会館で、都内の農業委員会会長と東京都

選出国會議員との意見交換が行われました。世田谷区からは高橋職務代理と黒岩事務長が出席されております。当日の内容につきまして、高橋職務代理からご報告をお願いしたいと思います。

○高橋会長職務代理者 12月1日に会長に代わって行ってまいりました。ただ、衆議院の先生方との意見交換ということで、3人来られましたが、この地区の越智先生は出席されませんでした。ずっといたのはお一人だけで、あの方はお出たり入ったりしている感じで、話はしてきました。私からの話は、貸借円滑化法を使っての体験農園を広めたいので何とかしろという話をしました。

もう一方が、飼料、餌代がすごく高騰したらしいんです。高騰したのにお乳は上がらない。牛乳がちっとも値段が上がってこないのもう生活ができないというような訴えがありました。

あとは、税金を払い過ぎたら返すか、足らなかったというのを国税はちゃんとやってくれない、そんな話がありました。

○菅沼委員 国會議員は現状を大体分かっているの。

○高橋会長職務代理者 分かっている人はいます。都内の越智先生は出なかったから分からないけれども、農村地帯は多いでしょう。そういうところの先生は分かっています。逆に、納税猶予だ生産緑地だということになるとあまり詳しくは知らない。大体が太陽光、ソーラーパネルを畑に作るという話題も出ました。

○事務局 ソーラーパネル、生緑内の営農型太陽発電について、進める動きがあるけれども、そういうことは農業をやっている上ではすごくできないので、ぜひそういうことがないような方向で進めてほしいという要望が出まして……。

○高橋会長職務代理者 そうなんですけれども、いや、作れるはずだから作ろうと言っている人もいるという話。

○事務局 この間の12月1日の場所にいらしていた議員さんは、そういう話が出ていて、自分たちは農業をやっている方たちのためにぜひそちらのところは取り組んでいきたいということで、そういうことが制度化されないように頑張っているというお話をされてましたかね。

あと、資材や燃料の高騰における事柄とか、相続を契機とした農地の減少について、開業の税制について要望を出して、できる限り対応していくようやっていくというようなお話が基本的にはされていたかなと思います。

あと、農地を借りる方がいろんな自治体で結構増えているというお話も、農業委員会側からほかのところでありました。

○高橋会長職務代理者 そんな話で、1時間程度で終わりました。

以上です。

○宍戸会長 何かご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、それでは、次第7のその他について、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局はないです。

○宍戸会長 ほかにないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和4年12月27日(火)開催の第29回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男